

平成 26 年 11 月 7 日

株主各位

大阪市北区南森町一丁目 4 番 5 号
新 晃 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 武 田 昇 三

第 66 期中間配当金の支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 26 年 11 月 7 日開催の当社取締役会決議により、第 66 期（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の中間配当金の支払いについて、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

当社定款第 44 条の規定にもとづき、平成 26 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 中間配当金 | 1 株につき金 9 円 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成 26 年 12 月 3 日（水） |

以 上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、きたる 12 月 2 日（火）にお届出ご住所あてお送り申しあげる予定でございます。